

2025年3月14日
No.2502

- 主任級要件見直し(県在職10年→1年)
- 通勤手当に係る有料道路料金全額支給
- 各種調査の実施

現 評

愛知県職連合会 現業評議会

名古屋市千代田区竹橋町36-31
代 表 052-433-7373
F A X 0120-930-340
<http://www.aichikenshoku.gr.jp>
gengyou24@aichikenshoku.gr.jp

4月からの制度改正 「主任級要件改善」「通勤に係る高速自動車国道等の料金全額支給」等

2025年4月から、私たちの賃金や労働条件などの制度改正が実施されます。詳細は全組合員配布の機関紙「愛知県職」に掲載しますが、現業組合員に深く関わるものとして、長年の重点課題としていた、主任級要件の見直し(県在職10年→1年)や、通勤手当に係る有料道路料金等の全額支給(現在2分の1支給)などが実施されます。

主任級要件

↓「在職10年未満」に
「在職1年未満」に
現行、現業職員は、国

現業職給料表(ゴチック体が4月から見直し)		
区分	対応級	昇格基準・職務等
主事・技師	1級→2級	1級37号給以上を受けた日後の最初の昇給日 (勤務成績が良好である者)
	2級→3級	2級41号給以上を受けた日後の最初の昇給日 (勤務成績が良好である者)
主任級※	4級	主任級昇任日 (3級57号給到達後、勤務成績が良好、局長の推薦があった者)
主査級	5級	主査級昇任・補職日

技術職員の専任初任給基準(1級17号給)に88号を足した級号給に到達している者を対象として、(格)なお、昇任時、在職10年未満の者を除く。在職1年未満の者を除く。但し国家公務員等の在職期間を遡算することができる。

の行(二)給料表を準用した現業職給料表が適用されています。現業職給料表は5級建てとなっており、主事・技師が1級、2級、3級、主任級が4級、主査級が5級と対応しており、それぞれ昇任しないと、上位級に格付けしません。また、主任級に昇任するための要件として、「技術職員の高卒初任給基準(1級17号給)に88号を足した級号給に到達している者を対象として、勤務成績が良好と認められ、局長から推薦がある者」「なお、昇任時、在

職10年未満の者を除く」としていましたが、今年4月から、「在職10年未満」が「在職1年未満」に見直されることになりました。

現業職は中途採用者が多く、一定年齢に到達しても主任級の昇任要件を満たさないため、結果として、4級最高号給到達者の滞留や主査級昇任の遅れにつながっていました。これまで県当局は、主任級昇任要件について、管理運営事項として、見直しにたかくな姿勢でしたが、人事課との意見交換会を毎年実施する中、現業評議会の切実な訴えが当局を動かしたものと云えます。

「なお、現在在職中の職員においても、他の昇任要件を満たせば昇任対象となります。」

8月の人事院報告・勧告で、異動の円滑化や離職防止の観点から、新幹線等の特別料金等(高速道路料金含む)の全額を支給することとし、これを受け本県人事委員会は、「人事院の報告及び勧告の内容を考慮して改定する必要がある」としました。

これを受け、昨秋の賃金確定交渉で、新幹線等の特別料金(「高速自動車国道等料金」)を全額支給とし、手当全体の支給限度額を月15万円に改定することとなりました。認定要件は現行のままです。

通勤手当

「高速自動車国道等の利用料金全額支給」現在、通勤で高速道路・有料道路(高速自動車国道等)の利用が認定された場合、利用料金の2分の1に相当する額の支給となっています。

すが、現業職場においては、勤務公署が限定され、遠距離通勤となる実態が多く、職場集会においても、高速道路等を利用して通勤している組合員から、全額支給を求める意見が多く出されており、長年の組合員の声が届いた形となりました。



＜通勤手当の支給額および支給要件＞

＜現行＞

- 手当全体の支給限度額：なし
- 新幹線等の特別料金（高速自動車国道等含む）
→1/2に相当する額（上限月4万円）



＜見直し後＞

- 手当全体の支給限度額：月15万円
- 新幹線等の特別料金（高速自動車国道等含む）
→全額支給（全体の支給限度額の範囲内）

異動状況調査を実施

4月1日付けの定期人事異動、3月末の退職、再任用などの異動状況について、3月の内示後に調査を行いますのでご協力をお願いします。

新幹線等を利用しての通勤が可能となる要件

- ・通勤時間の短縮要件：30分以上
- ・通勤距離の要件：新幹線：60km以上
又は通勤時間90分以上
高速道路：片道25km以上

給与実態調査を4月に実施します

3月の異動状況調査を踏まえ、給与実態調査を4月に実施します。

4月から主任級要件の改善がされるものの、引き続き主任級・主査級への早期昇任が課題となります。調査により直ちに改善が実現できるものではありませんが、賃金改善の継続的な取り組みの基礎資料を得るため、ご協力をお願いします。

●今年度の変更点●

一 給料制度のアップデートで号給の構成が変更

給与制度のアップデートに伴い、行政職を始め、全給料表で号給の構成が変更され、現業職給料表においても、補号給の増設、初任給や年齢別保障給の号給に変更が生じます。給料月額や初任給、昇格要件に影響するものではありませんが、例えば3月分と4月分の級・号給を比較すると、号給が変わっていない、若しくは下がっている場合がありますが、給料表の体系が変わったため、給料月額は昇給後の月額が反映されています。

そのため調査票記入の際、そのまま明細書で確認した3月分、4月分の級・号給を記載してください。担当でアップデート後の級・号給に置き換え、昇給幅を計算します。なお、調査票送付の際、2025年3月まで

と2025年4月以降（アップデート後）を対比した給料表を同封しますので、ご参照ください。

4級			
現行 (令和7年3月)		アップデート (令和7年4月)	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	283,400		
2	284,400		
3	285,400		
4	286,300		
5	287,000	1	287,000
6	287,800	2	287,800
7	288,500	3	288,500
8	289,200	4	289,200

給与制度のアップデート後の昇給イメージ

初号給
カット

129	340,000	125	340,000
130	340,300	126	340,300
131	340,600	127	340,600
132	340,800	128	340,800
133	341,000	129	341,000
134	341,300	130	341,300
135	341,600	131	341,600
136	341,800	132	341,800
137	342,000	133	342,000

3月の級号給「4-130」で、4号昇給なら本来「4-134」ですが、4月の格付けは「4-130」のままとなります。

一 現評実態アンケートにも協力

給与実態調査と同時に、勤務実態や職場での状況を聞き取り、課題を浮き彫りにするため、現業組合員実態アンケートを実施します。今年度は、現業組合員の仕事のやりがいや職場環境に対する項目を中心とし、今後の取り組みに活用していきたいと考えますので、合わせてご協力をお願いします。

全職場で「職場集会」を開催しましょう

開催候補日が決まったら、本部現評担当まで連絡を！